

別紙

諮問第1698号

答 申

1 審査会の結論

「登録事項証明書等」の開示請求を却下とした処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「警備艇『ゆりかもめ』の小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号。以下「登録法」という。）14条の『登録事項証明書等』の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和4年7月11日付けで行った本件却下処分について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件却下処分は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年3月27日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年6月17日に実施機関から理由説明書を、同年7月2日に審査請求人から意見書を收受し、同年9月25日（第223回第三部会）及び同年10月28日（第224回第三部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件却下処分について

登録法14条では「何人も、国土交通大臣に対し、原簿の謄本若しくは抄本又は原簿のうち磁気ディスクをもって調製された部分に記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項証明書等」という。）の交付を請求することができる。」と規定されている。実施機関は、何人も登録事項証明書等を請求できることから、条例18条1項に定める法令又は他の条例の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付（以下「閲覧等」という。）の対象となる公文書に該当し、開示をしないものとして、本件却下処分を行った。

イ 警備艇の管理等について

実施機関では、警備艇について、警視庁警備艇管理規程（昭和51年3月16日訓令甲第2号。以下「管理規程」という。）により、保守管理の適正及び安全性の確保を図るため必要な事項を定めて管理、運用等している。

管理規程26条では、警備艇の国有財産台帳及び警備艇履歴カードを作成し、整理保存しておくものとする旨規定されており、更に同規程27条では、警備艇の運用、警備等の状況を明らかにするため、警備艇運用日誌等の必要な簿冊を備え付けることが規定されている。

なお、管理規程には登録事項証明書等に関する記載はなく、実施機関によると登録事項証明書等は保有していないとのことである。

ウ 本件却下処分の妥当性について

条例18条1項は、実施機関は、法令又は他の条例の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、公文書の開示をしないものとする旨規定している。

同項は、法令又は他の条例（以下「法令等」という。）が公文書の閲覧等に関する手続を定めている場合における法令等との調整を図るために定めたものであって、法令等が閲覧等の対象者、方法、期間又は範囲を定めている場合は、その限りにおいて、公文書の開示をしないこととしたものである。

審査会が確認したところ、国土交通大臣の認可を受けて小型船舶の検査事務等を

行い登録事項証明書等の交付を行っている日本小型船舶検査機構のウェブサイトでは、交付手続について、対象者、方法、期間又は範囲を限定する記述等はなく、何人でも登録法に基づき登録事項証明書等の交付を受けることができるものと認められた。

以上のことを踏まえると、登録事項証明書等は条例18条1項に規定する公文書に該当し、条例に基づく開示をしないものとされている公文書として、本件開示請求を却下した実施機関の処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ